

## 第1回埼玉県食の安全推進委員会 議事録

開催日時：令和元年11月22日（金）13時30分～15時30分

開催場所：あけぼのビル 501会議室

出席者：副委員長 吉永 光宏 保健医療部食品安全課長  
委員 中村 禎子 十文字学園女子大学 教授  
委員 斉藤 守弘 女子栄養大学 教授  
委員 西田 秀生 J A埼玉県中央会 農政対策部長  
委員 中島 一郎 (一社)埼玉県畜産会 専務理事  
委員 新 武司 (株)ヤオコー 食品安全担当マネージャー  
委員 橋本 勝弘 (一社)埼玉県食品衛生協会  
食品衛生アドバイザー  
委員 吉野 賢一 (一社)埼玉県乳業協会 事務局長  
委員 大坪 晏子 合同会社フードプラス 代表  
委員 川上 豊子 埼玉県母親大会連絡会 代表委員  
委員 菅 いづみ 生活協同組合コープみらい埼玉県本部  
(敬称略、順不同)

概要：

1 開 会

2 委員長挨拶（代理：副委員長）

3 委員紹介

4 議 事

(1) 報告事項

○食品衛生法の改正について

(資料1)

(2) 協議事項

○HACCP の推進について

(資料 2-1、2-2、3)

- ・ HACCP 推進に向けた県の支援事業について説明。
- ・ 基準 B に該当する小規模事業者、特に個人経営の飲食店、小規模製造業者への指導が課題。業種数、施設数が多いので、指導する保健所でも対応に苦慮している。
- ・ 県では各種講習会を開催しているが、参加率が低い。
- ・ これまでは周知のための講習会が多かったが、今後は即実践・即導入につな

がるような実践的な講習会をやっていきたい。

- ・ HACCP 導入を推進するために、HACCP 推進チームの立ち上げを提案。

(委員の主な発言要旨)

- ・ 多くの事業者は、HACCP 導入の必要性はわかっている、衛生管理や記録もできている。しかし、文書化ができない。単に講習会に参加するだけでなく、一緒に考えたり、導入のための手引書などを誰かが作って配ってあげることが必要ではないか。
- ・ 製造業、小売業、飲食店業等、それぞれの業態にあったアプローチが必要。
- ・ 小規模事業者には、身近な言葉で身近な点から指導する必要がある。
- ・ 単に「保健所に相談に来てください」「文書化しなさい」では無理。親切に、時間をかけて浸透させていく必要がある。
- ・ 消費者も HACCP の必要性を理解する必要がある。HACCP に取り組んでいることが消費者にもわかるような目印をつくることも有効ではないか。
- ・ 県内の食品事業者数 8 万施設とあるが、実際には 1 店舗で複数の許可を取っている。まずは本当に支援が必要な実質的な施設数を精査し、そこから逆算して講習会の方法や回数等、必要な施策を検討する必要があるのでは。
- ・ まずは一般衛生管理の充実を目指すことが重要。出来上がったものがベストでなくてもいい。やりながら考えることが HACCP のはじまり。
- ・ 毎日の記録を習慣化するには意識の改革が必要。
- ・ 記述部分を少なくし、取り組みやすくしてはどうか。
- ・ 選択肢の中からただチェックするだけのものでいいなら事業者にとっては楽だか、自分で考えなくなる。自分たちに必要なものを考えるような研修にしないと、形だけの HACCP になってしまうのではないか。
- ・ 販売業者側が取引先に HACCP 導入状況を確認しながら取引をするのも有効では。
- ・ まずはモデル事業者を育成し、横に広げていく仕組み作りはどうか。SNS を活用し、消費者の意識醸成も可能。
- ・ 何をもって HACCP が導入されたと認識されるのか。
- ・ 実践的な講習会との説明があったが、これに参加すれば HACCP を導入したことになるのか。事業者の一番の関心は、どこまでやれば保健所が OK してくれるのかどうか。

- ・業界団体のあるところは自主性に任せて良いのでは。すでに手引書が作成されている。

### (3) 食の安全・安心全般について

#### ○埼玉県内における CSF（豚コレラ）の発生及び対応状況 （資料 4-1）

- ・県内では 9 月 13 日の 1 例目以降 5 例の CSF の発生があり、ウイルスの拡散を防ぐための防疫措置を行った。
- ・11 月 1 日からワクチン接種を開始し、初回接種はほぼ完了している。
- ・今回のワクチンは以前も使われていた。
- ・生産現場では CSF 以外でもワクチンを利用している。それによって病気の発生を防いで抗生物質等の医薬品の使用を減らせることで、食の安全にもつながっていることを御理解いただきたい。

#### ○食肉の安全性について （資料 4-2）

- ・豚等の家畜が食肉になるまでには、家畜伝染病予防法、食品衛生法、と畜場法等の法律で「食の安全」が確保されている。
- ・CSF は、ウイルス感染による豚やイノシシの伝染病で、人にはかからない。
- ・食肉処理場においては専門の獣医師が検査をしている。と畜検査において CSF を疑う肉眼病変が見つかった場合には直ちに廃棄されるので、CSF 発症豚の肉が市場に出回ることはない。

## 5 閉 会